

# 感染症が発生したら…



施設において、感染症が疑われる事例が発生した時には、感染の拡大を防止するため、施設長・看護職員(感染症対策担当者)を中心に次のような対策をとる必要があります。

## ①発生状況の把握

- (1)症状の確認:下痢・嘔吐・発熱、その他の症状について確認します。
- (2)施設全体の状況の把握
  - ア 日時別、棟・フロア・部屋別、活動別等の発症状況(担当職員含む)を把握します。
  - イ 受診状況、診断名、検査結果及び治療の内容を確認します。
  - ウ 普段の有症者数(下痢・嘔吐等の胃腸症状、発熱等)と比較します。

## ②感染拡大の防止

- (1)職員への周知:施設長は感染症等の発生状況をすべての職員に周知し、対応の徹底を図ります。日頃から連絡方法を整備してください。
- (2)家族への周知:適切な受診や感染拡大防止策に協力を得られるよう、早期の周知が必要です。
- (3)感染拡大防止策
  - ア 手洗い、排泄物・嘔吐物の処理方法を徹底して実行します。
  - イ 消毒の頻度を増やすなど、発生状況に応じて施設内の消毒を実施します。

## ③関係機関等への連絡

- (1)施設管理医への連絡:重篤化を防ぐため、適切な医療及び指示を受けます。
- (2)家族への連絡  
発生状況を説明し、健康調査や二次感染予防について協力を依頼します。
- (3)保健所への報告  
感染症の集団発生が疑われる場合は、保健所および市所管課に連絡し、対応について指示を受けてください。

### 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について 平成17年2月22日発 一部抜粋

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、おう吐や下痢症状のある者が通常の数を上回る場合

いわき市保健所 感染症対策係 電話番号 0246(27)8595